

令和 6 年 度

# 主要施策の概要

令和 6 年 4 月

石川県警察本部

# 目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
第2 令和6年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 社会の変化に的確に対応するための取組の推進	5
(1) 組織全体の最適化の推進	5
(2) 業務の合理化・効率化を図るための対策の推進	6
(3) 警察活動の高度化の推進	7
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	8
(1) 地域の安全安心の確保に向けた取組の推進	8
(2) 地域警察の対応力の強化	9
(3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	9
(4) 少年の非行防止・保護対策の推進	10
(5) 県民の生活を脅かす生活安全事犯対策の推進	10
3 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	11
(1) 体制及び人的・物的基盤の強化	11
(2) 社会変化への適応力の強化と厳正な取締りの推進	12
(3) 官民連携による各種対策の推進	12
4 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙	14
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	14
(2) 重要知能犯の徹底検挙	15
(3) 暴力団犯罪・特殊詐欺等組織犯罪の徹底検挙	15
(4) 検挙力の強化	16
5 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備	18
(1) 交通安全意識の醸成	18
(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保	20
(3) 道路交通秩序の維持	21
(4) 交通環境の整備	21
6 大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進	23
(1) 災害対策の推進	23
(2) 警備諸対策の推進	24
7 犯罪被害者等支援の充実	26
(1) 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進	26
(2) 基盤整備と県民の理解の増進	26
8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	28
(1) 警察力の充実強化	28
(2) 県民の立場に立った警察活動の推進	30
第4 警察予算	31
1 警察費の概要	31
2 主要事業	31

3	令和6年度当初予算 警察本部主要事業の概要	33
第5	令和5年度取組の成果・課題	35
第6	各種統計資料（令和5年）	38
1	警務部関係	38
2	生活安全部関係	39
3	刑事部関係	42
4	交通部関係	47

## はじめに

統計上、減少傾向にあった刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は最近において増加に転じ、また、特殊詐欺を始め、サイバー犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案及び児童虐待は後を絶たず、治安情勢は、依然として予断を許さない状況にある。

さらに近年の社会情勢は、科学技術の発展を始め、目まぐるしいスピードで変化しており、治安面にも多大な影響を与えている。

加えて、本年1月1日には、「令和6年能登半島地震」が発生し、多くの死傷者を出すなどの被害が発生したところ、県警察では、今後、被災地の復旧・復興を支えるための治安対策を推進するとともに、現在及び将来の治安情勢を見据え、警察力全体の最適化を図る組織を構築し、その機能を最大限に発揮することにより、安全で安心して暮らせる石川を実現させ、県民の期待と信頼に応えなければならない。

したがって、令和6年石川県警察運営の指針を

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

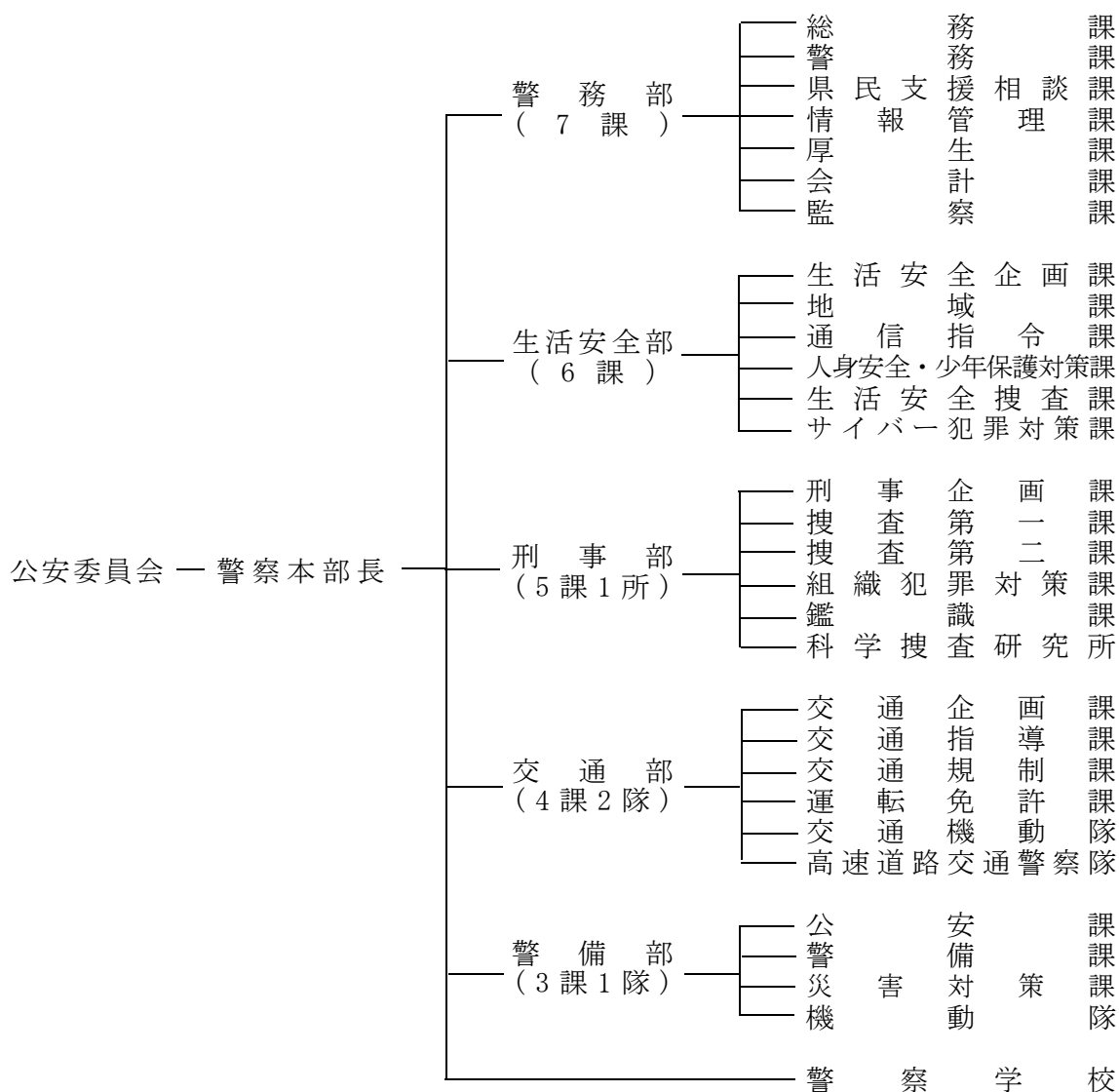
としたものである。

# 第1 石川県警察の現勢

## 1 組織機構

### (1) 警察本部

(令和6年4月1日現在)



### (2) 警察署

(令和6年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	能美	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
交番	16	12	8	4	5	2	7	4	2	3	2		65
駐在所	3	2	1	7	8	4	10	2	16	17	15	16	101
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
連絡所								3					3
合計	19	14	9	12	14	6	17	9	18	20	18	16	172

注：輪島警察署の駐在所については、季節駐在所である舳倉島駐在所を含む。

## 2 人員

警察法第55条以下の定めにより、次のとおり職員を置いている。

- 警察法第57条に定める地方警務官は、8人
- 警察法第57条及び石川県警察職員定数条例に定める地方警察職員は、警察官1,977人及びその他の職員379人（計2,356人）

### 【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平27	平28	平29	平30	平31	令2	令3	令4	令5	令6
警 察 官	1,960	1,969	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977
増 減	+9	+9	+8	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員	327	327	327	327	327	327	327	327	327	327
増 減	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,287	2,296	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304
増 減	+7	+9	+8	0	0	0	0	0	0	0

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

## 3 機動力（令和6年4月1日現在）

### (1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	ベル社製	ベル式429型
性 能	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	約 400km
	航 続 時 間	約 2.0時間
	最 大 全 備 重 量	3,402kg
	座 席 数	最大 8席

### (2) 船舶

船 名	配置先	概 要					
		配置年月	定員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V 型	18.20	19

### (3) 車両

車 種 別		保 有 台 数	
四 輪 車	パ ト カ ー	警 ら 用	32
		小 型 警 ら 用	163
		交 通 用	31
	交 通 事 故 処 理 車	22	
	指 揮 用 車	31	
	捜 査 用 車	160	
	輸 送 車	28	
そ の 他	150		
二 輪 車	白	バ イ	30
	バ イ	ク	22
合 計			669



## 運営の指針

**県民の期待と信頼に応える力強い警察**  
**～安全で安心して暮らせる石川の実現～**

## 重点目標

- **社会の変化に的確に対応するための取組の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進**
- **県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備**
- **大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進**
- **犯罪被害者等支援の充実**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

### 第3 重点目標に基づく主要施策の概要

#### 1 社会の変化に的確に対応するための取組の推進

##### 令和6年度取組の設定趣旨

近年における国内外の情勢は、著しい変化の最中にあり、人口減少・少子高齢化、情報通信技術の目覚ましい発展、サイバー空間の拡大、経済のグローバル化、自然災害の激甚化・頻発化等の諸要素が治安課題に大きな影響を与え複雑化させている。

県警察では、情勢の変化と警察組織の現状を俯瞰的に分析した上で、治安情勢に的確に対応するための警察組織の体制整備や業務の合理化・効率化を推進して警察力全体の最適化を図るとともに、先端科学技術の活用等による警察活動の高度化を一層推進するなど、令和の時代に即した組織体制を確立し、複雑化する治安課題に的確に対応していく必要がある。

#### (1) 組織全体の最適化の推進

##### ア サイバー空間における対処能力の強化

サイバー犯罪対策課において、高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案(重大サイバー事案を含む。)に対処するための体制を拡充するとともに、サイバー犯罪対策課以外の事件主管課の捜査力のみでは対処が困難な捜査事項について、高度な専門的知識及び技術に基づいた支援を行うことができる体制を確保する。

また、各部門の事件主管課の若手捜査員を一定期間、サイバー犯罪対策課で受け入れ、必要な専門的知識及び技術を習得するための実践的教養を行うなど、各部門におけるサイバー捜査能力の向上に向けた取組を推進する。

##### イ 匿名・流動型犯罪グループ<sup>(注)</sup>に対する戦略的な取締りの強化

匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを強化するため、当該グループの実態解明体制及び主要メンバー等を取り締まるための事件検挙体制を構築するとともに、繁華街・歓楽街対策を強化するため、犯罪収益対策体制を拡充し、資金獲得活動及びマネー・ローンダリングに対する実態解明や、犯罪収益の剥奪に向けた事件指導をより一層推進する。

(注) 暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、特殊詐欺等を広域的に敢行する準暴力団を含むグループのことをいい、これらのグループは、匿名性の高い通信手段を活用しながら役割を細分化したり、犯罪によって得た収益を基に各種事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられる。

##### ウ 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化

広域的に行われる特殊詐欺に的確に対応するため、他の都道府県警察からの捜査嘱託を受託する新たな体制等を構築の上、都道府県間の捜査連携を強化し、迅



速かつ効果的な捜査を推進する。

## エ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化

先端技術情報の国外流出など、我が国の国益が損なわれることのないよう、関連情報の収集・分析、違法行為に対する厳正な取締り、企業等へのアウトリーチ活動（技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口やそれに対する有効な対策についての情報提供）、関係機関・団体との連携等の対日有害活動対策を強化する。

## オ 要人に対する警護等の強化

主催者等との緊密な連携や警護についての県民の理解と協力を得るための取組、警護の実施状況や情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを推進するなど、要人に対する警護等を強化し、万全を期す。

## カ ローン・オフエンダー等に対する対策の強化

いわゆるローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある個人による違法行為に対する各種対策や、銃器や爆弾の作成方法を掲載する有害サイトや原材料等の入手対策等を強化するため、関係部門が連携し、警察の総合力を発揮する。

## キ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化

自転車や電動キックボード、自動配送ロボット等の新たなモビリティについて、自治体、教育委員会、学校等と連携し、通行ルールの周知徹底を効果的に推進するとともに、自転車指導啓発重点地区・路線<sup>(注)</sup>を中心に、PDCAサイクルに基づいた指導取締りを実施する。

(注) 自転車関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望等を踏まえ、県内7地区26路線（令和5年12月末現在）を指定

## (2) 業務の合理化・効率化を図るための対策の推進

### ア 情勢に応じた警察の活動拠点や所属の在り方等の見直しの推進

社会情勢の変化やそれに伴う治安情勢の変化の中で、警察活動をより能動的かつ効果的なものとするため、これまでの警察署、交番・駐在所等の警察活動拠点や所属の在り方等について、必要な見直しを推進する。

### イ 業務の実施方法等の見直しの推進

限られた人的リソースを有効に活用する観点から、これまで各警察署で実施していた業務について本部集約等の合理化を図るなど、業務の実施方法等の見直しを推進する。

### ウ 働きやすい職場環境の形成

働き方が多様化する中で、より効率的な業務運営をするための見直しを推進するほか、職員の意見を幅広く把握しながら、仕事と育児・介護等の両立を支援す

るための勤務制度及び資機材を整備するなど、高い規律と士気の保持に資する、働きやすい職場環境の形成を推進する。

### **(3) 警察活動の高度化の推進**

#### **ア 行政手続のオンライン化等の推進**

県民の利便性向上と行政事務の合理化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化等を推進する。

#### **イ デジタル技術を活用した治安情勢の分析と情報提供の推進**

防犯・交通安全に関する情報分析を高度化し、ウェブサイトやSNS等の各種媒体を活用した効果的な情報提供を推進する。

#### **ウ 運転免許業務のデジタル化の実現に向けた取組の推進**

運転者管理システムの警察共通基盤への移行のほか、マイナンバーカードと運転免許証の一体化運用、オンライン更新時講習の実施等、運転免許業務のデジタル化・高度化を推し進め、免許行政の更なる利便性の向上に努める。

#### **エ 警察情報システムの合理化・高度化の推進**

警察情報システムの開発・改修に際し、従来の業務プロセスを抜本的に見直し、業務の効率化やデータの効果的活用を図るなど、警察情報システムの合理化・高度化を推進する。

#### **オ 警察業務のデジタル化を推進するための基盤整備**

情報通信インフラの整備や、高度で専門的な知識・技能を有する人材の育成等、警察業務のデジタル化に必要な物的・人的基盤の整備を推進する。

## 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

### 令和6年度取組の設定趣旨

減少を続けていた刑法犯認知件数は最近において増加に転じ、特殊詐欺の被害は依然として高齢者を中心に多数発生している。

また、児童虐待の相談件数等は増加し続け、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案及びインターネットを利用した児童ポルノ事犯が依然として発生している一方で、少年や高齢者による犯罪の敢行が目立つ状況にある。

このような状況の中で、引き続き犯罪を抑止し、子供・女性・高齢者の安全を確保するほか、犯罪の実行、加担等させないためには、自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア等との連携の下、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、多様な防犯ネットワーク等を活用した広報啓発活動、少年の非行防止や保護対策、女性の安全確保に向けた取組、高齢者の犯罪被害防止に向けた取組等を推進するとともに、安全で安心なまちづくりのための地域の取組を支援するなど、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する必要がある。

### (1) 地域の安全安心の確保に向けた取組の推進

#### ア 地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を分析し、多発している犯罪や住民が不安に感じる犯罪等の抑止のため、パトロール、立ち寄り警戒、パトカーでのマイク広報等の「見える・見せる・呼び掛ける」活動を推進する。

#### イ 特殊詐欺被害防止対策の推進

テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用し、幅広い世代に行きわたるような広報啓発活動を展開するほか、特殊詐欺撲滅指導官<sup>(注1)</sup>や詐欺撲滅支援官<sup>(注2)</sup>と連携した活動により、県民の特殊詐欺被害防止意識の向上を図るとともに、通話録音警告機の普及促進等の固定電話対策や、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進する。

(注1) 地域で社会的人望を有する方を委嘱しており、地域における啓発活動等により特殊詐欺被害防止を図っている。

(注2) 地元テレビ局アナウンサーを委嘱しており、SNS、ニュース等のメディアを活用し、特殊詐欺だけでなく詐欺全体の被害防止を図っている。



#### ウ 適時適切な防犯情報の提供

凶悪事件発生時等における緊急の情報提供のほか、特殊詐欺、窃盗、子供に対する声掛け事案等、地域住民等に自主防犯活動を促すための防犯情報を適時適切に提供する。

## エ 厳正かつ適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応、法令に基づく適正な事務、法令違反に対する厳正な行政指導・処分等を行う。

## (2) 地域警察の対応力の強化

### ア 地域警察官の職務執行力の強化

不審者への職務質問、自転車等への交通指導取締り等の街頭活動を強化するとともに、職務質問技能の向上を図るため、職務質問技能指導者による同行指導等、実践的な教養を一層推進する。

### イ 地域警察活動における安全確保に向けた取組の推進

防犯カメラの設置に加え、装備資機材の高機能化、複数勤務体制の推進、実戦的訓練の実施等によって、交番等のセキュリティを強化するなど、地域警察活動における安全確保に向けた取組を推進する。

### ウ 初動警察活動の強化

重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練を推進するとともに、高度警察情報通信基盤システム<sup>(注1)</sup>や110番映像通報システム<sup>(注2)</sup>等を有効活用することにより、初動警察活動における事案対応能力の強化を図る。

(注1) 高度警察情報通信基盤システムとは、110番事案情報表示機能、画像・映像伝送機能、多言語翻訳機能等を搭載したスマートフォンやタブレット端末等による移動通信システムをいう。

(注2) 110番映像通報システムとは、110番通報者がスマートフォン又はタブレット端末を通じて、事件・事故等の映像や画像を送信できるシステムをいう。

## (3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

### ア 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応

ストーカー・DV・児童虐待事案等の人身安全関連事案を認知した場合は、警察本部と警察署が情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して事案の危険性・切迫性を見極めて迅速・的確に対処するとともに、関係機関と緊密に連携した被害の未然防止・拡大防止を図る。

### イ 通学路等における安全対策の推進

子供・女性を対象とする犯罪等に関する情報の収集・分析、被疑者の早期検挙に努めるほか、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

### ウ 先制予防的活動の推進

子供・女性を対象とした声掛け事案等<sup>(注)</sup>の行為者に対する積極的な指導・警告を行うなど、先制・予防的活動を推進する。

(注) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為をいう。

#### (4) 少年の非行防止・保護対策の推進

##### ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

学校における非行防止教室・薬物乱用防止教室等の開催、いじめ問題への的確な対応、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動等により、少年の規範意識を醸成し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

##### イ 少年事件対策の推進

学校等の関係機関と連携の上、少年の特性に配慮した迅速・適正な事件捜査・調査を推進し、少年の健全育成を図る。

##### ウ 福祉犯の取締りと有害環境対策の推進

SNS等インターネットの利用に起因する福祉犯被害を防止するため、低年齢の児童を性的対象とした児童ポルノ・児童買春事犯等を取り締まるとともに、児童・保護者への広報啓発活動等の有害環境対策を推進する。

#### (5) 県民の生活を脅かす生活安全事犯対策の推進

##### ア 社会情勢に即した生活経済事犯対策の推進

インターネット上での経済取引の普及等、現下の社会情勢に便乗し巧妙化した生活経済事犯<sup>(注)</sup>の被害拡大防止を念頭に、関係機関と連携して事案の早期把握と事件化に努めるほか、金融機関に対する口座凍結依頼等の犯行ツール対策や犯罪収益の剥奪に向けた取組を推進する。

(注) 生活経済事犯とは、利殖勧誘や特定商取引、ヤミ金融等の消費者取引の安全・安心を阻害する事犯、環境や保健衛生等の国民の健康や環境に対する事犯、商標権や著作権等の知的財産権侵害事犯等をいう。

##### イ 繁華街等における悪質な風俗関係事犯対策の推進

繁華街等における風俗営業の実態を把握するとともに、悪質な客引き、違法営業、売春等の悪質な風俗関係事犯の取締りを推進し、風俗環境の浄化を図る。

### 3 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

#### 令和6年度取組の設定趣旨

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、国民生活や社会経済活動を支える基盤となるなど、あらゆる場面で実空間との融合が進んでいる。

全国的には、サイバー空間をめぐる脅威について、ランサムウェア被害が依然として高水準で推移するとともに、フィッシング被害等に伴うクレジットカード不正利用被害やインターネットバンキングに係る不正送金被害が急増するなど、極めて深刻な情勢が続いており、当県においても既に同様の傾向がうかがえる状況にある。

このような脅威に的確に対処するためには、高度で専門的な知識及び技術を有する人材の確保・育成に係る取組をより一層推進するほか、サイバー事案に対処するための捜査支援体制等を拡充するなど、人的・物的基盤を強化する必要がある。

また、国境を越えて敢行されるサイバー事案については、通報・相談等による実態把握や社会変化への適応力を強化するほか、警察庁及びサイバー特別捜査隊との連携を視野に入れた国際捜査や、大学、民間企業、関係機関・団体等と連携した被害防止対策を行うなど、サイバー空間の安全確保に向け、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進する必要がある。

#### (1) 体制及び人的・物的基盤の強化

##### ア サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

サイバー事案は、地理的な制約を受けないことや、高度な技術が用いられるなどの特性を持っており、こうした事案に適切に対処するため、サイバー部門において他部門への捜査支援体制を構築し、部門間連携を一層強化する。

##### イ 優秀な人材の確保及び育成

情報処理技術に関する知識・素養や国際的な感覚に秀でた多様な人材の採用及び育成を部門横断的かつ体系的に推進する。

特に、人材育成に関しては、民間の知見等を活用するほか、高度な教養機会の確保に向けた環境整備を推進するとともに、捜査員・技術者の垣根を越えた人的交流、知見の共有等を促進し、捜査と技術の両方に精通した人材層の充実を図る。

##### ウ 警察職員全体の対処能力の向上

サイバー事案に関する多様な相談等に適切に対応するため、警察組織全体としてサイバー・デジタル分野に係る能力の修養を教養の根幹に位置付け、警察職員全体の対処能力の向上に向けた取組を推進する。

##### エ 資機材の充実強化

サイバー事案への対処に必要な解析用資機材等を整備・高度化するとともに、これら資機材が陳腐化しないよう情勢に応じた機能強化を図る。

## (2) 社会変化への適応力の強化と厳正な取締りの推進

### ア 実態把握と社会変化への適応力の強化

新たなサービスや技術の開発等により急速に変化する情勢に対処するため、平素から情報の収集・分析に努め、当該変化を早期かつ的確に把握するとともに、広報啓発等を通じた通報・相談しやすい気運の醸成や環境整備等を推進する。

また、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との情報交換を積極的に推進するほか、国家の関与が疑われるものも含め、サイバーインテリジェンスに対する厳正な取締りを推進し、実態解明を進めるとともに、被害の未然防止・拡大防止、犯罪インフラ対策等を推進する。

### イ 部門間連携の推進

高度な情報技術が悪用され、組織的に敢行されるサイバー事案に対しては、関係部門が連携して、犯行手口や組織的なつながり等の解明を推進するとともに、相談受理・情報共有体制の構築、サイバー部門による技術支援の実施、事業者等との関係構築における協調等、警察の総合力を発揮するための部門間連携を推進する。

### ウ 国際連携の推進

国境を越えて敢行されるサイバー事案に適切に対処するため、外国捜査機関等からの共助要請に適切に対応するとともに、国際捜査を見据えた初動捜査を徹底する。

## (3) 官民連携による各種対策の推進

### ア 産学官の知見等を活用した対策の推進

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)や学術機関等と連携し、産学官の情報や知見を活用したサイバー事案に係る取締り及び被害防止対策を推進する。

### イ 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

民間事業者・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を推進する。

### ウ 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

新たなサービスや技術が犯罪インフラとして悪用されることを阻止するため、民間事業者等と連携の上、被害実態の情報提供等を通じた働き掛けを推進し、個別の事業者等との信頼関係の構築に努める。

### エ 地域において活動する多様な主体との連携

地域社会全体のサイバーセキュリティの水準を向上させるため、サイバー防犯

ボランティアや学校等と連携して、サイバーセキュリティ人材の育成やサイバー防犯活動等を推進する。



## 4 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙

### 令和6年度取組の設定趣旨

県内における重要犯罪・重要窃盗事件の認知件数は増加傾向にあり、令和5年中には殺人事件や刃物を用いた強盗事件等が相次いで発生した。

特殊詐欺については、被害額は前年より減少したものの、認知件数が増加しており、依然として深刻な情勢が続いている。

暴力団情勢については、3つに分裂した六代目山口組が、相互に対立抗争を継続させており、県内への波及を含め予断を許さない情勢にある。

また、近年、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺等を敢行し、その活動実態は匿名化・秘匿化する状況もみられ、その実態解明と取締りが必要である。

これら県民の生活の安全を脅かす犯罪については、的確な捜査指揮・管理、適正な取調べによる緻密かつ適正な捜査を徹底するとともに、初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実と活用等によって警察組織全体の検挙力及び事態対処能力を強化し、徹底検挙する必要がある。

### (1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

#### ア 殺人、強盗等凶悪事件の徹底検挙

##### (ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時には、素早く捜査員を大量投入するなど、早期に捜査体制を確立し、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

##### (イ) 未解決重要事件の捜査

未解決重要事件に係る捜査情報、鑑定資料等を継続的に精査するとともに、最新の科学技術を活用し、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

#### イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

発生状況等の分析により早期に被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携強化、素早い立ち上がりによる集中捜査等により、住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙を図る。

#### ウ 特殊事件に対する対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件に対する対処能力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

#### エ 適正な検視業務の徹底

犯罪死を見逃すことのないよう、検視官による現場臨場や、映像伝送装置による現場状況等のリアルタイム確認等を行うとともに、死体取扱業務従事者に対す

る計画的な指導教養を実施するなど、緻密かつ適正な検視業務の徹底を図る。

## (2) 重要知能犯の徹底検挙

### ア 贈収賄事件をはじめとする構造的不正の追及の強化

贈収賄や悪質な選挙違反をはじめとする政治・行政をめぐる構造的不正の追及を強化し、公務員犯罪、官製談合事件等の積極的な検挙活動を推進する。

### イ 金融・企業犯罪をはじめとする経済的不正の追及の強化

金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、財政侵害事犯等の経済的不正の追及を強化し、社会・経済に潜む不正を糾すための捜査を推進する。

## (3) 暴力団犯罪・特殊詐欺等組織犯罪の徹底検挙

### ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

#### (ア) 暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組の推進

暴力団対策法<sup>(注)</sup>及び暴力団排除条例を効果的に運用し、暴力団犯罪の徹底検挙や資金源の遮断に努めるとともに、県民の安全確保を図りながら暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進する。

(注) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

#### (イ) 犯罪収益の剥奪に向けた取締りの徹底

暴力団関係の捜査に当たっては、暴力団対策法に基づく指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を見据え、捜査当初から必要な証拠の収集を行い、資金獲得犯罪の捜査に当たっては、犯罪の検挙にとどまることなく、組織的犯罪処罰法<sup>(注1)</sup>や麻薬特例法<sup>(注2)</sup>等各種法令を適用しての起訴前の没収保全措置等を活用するなど、犯罪組織の資金源の遮断及び犯罪収益の剥奪を徹底する。

このほか、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずる。

(注1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(注2) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための

麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

### イ 匿名・流動型犯罪グループ<sup>(注)</sup>に対する戦略的な取締りの強化

匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを強化するため、当該グループの実態解明体制及び主要メンバー等を取り締まるための事件検挙体制を構築するとともに、繁華街・歓楽街対策を強化するため、犯罪収益対策体制を拡充し、資金獲得活動及びマネー・ローンダリングに対する実態解明や、犯罪収益の剥奪に向けた事件指導をより一層推進する。【再掲】

また、取締りに当たっては、関係部門間の連携を強化し、部門の垣根を越えた実態解明を徹底するとともに、あらゆる法令を駆使した多角的かつ効果的な取締

りを推進する。

(注) 5頁イ参照

## ウ 薬物・銃器犯罪の徹底検挙及び薬物乱用防止対策の推進

薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを徹底し、違法薬物の供給の遮断及び需要の根絶を図るとともに、若年層に浸透する大麻をはじめとした薬物の乱用防止に関する広報啓発活動を推進し、規範意識の醸成を図る。

また、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した薬物・銃器犯罪の取締りを推進する。

## エ 来日外国人犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、来日外国人犯罪組織に関する情報の収集・分析による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪や犯罪インフラ事犯<sup>(註)</sup>の取締りを推進する。

(注) 犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤をいい、来日外国人犯罪に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長罪等がある。

## オ 特殊詐欺事件の徹底検挙

### (ア) 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

被害認知時には、「特殊詐欺対策プロジェクトチーム」の効果的な運用等による初動捜査を推進し、受け子等の検挙を徹底するとともに、押収資料の分析、各部門の垣根を越えた積極的な情報収集等により、犯行グループの実態解明、犯行拠点の摘発及び組織の中核被疑者の検挙を図る。

### (イ) 犯行ツール対策の推進

特殊詐欺に利用される携帯電話、預貯金口座等犯行ツールの供給を遮断するとともに、被害届及び被害相談の受理時には、迅速な携帯電話事業者に対する犯行使用電話の契約者確認要求や、当該電話に対する積極的な警告の実施等により、犯行ツールの無力化と犯行グループの弱体化を図る。

また、犯行グループに対してレンタル電話、電話転送サービス等を提供したり、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行っている悪質な業者に関する情報収集に努めるとともに、取締りの強化を図る。

## (4) 検挙力の強化

### ア 緻密かつ適正な捜査の徹底

取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進等、捜査幹部による的確な捜査指揮及び捜査管理を徹底する。

また、捜査幹部や捜査実務を担う捜査員に対し、客観証拠の確実な収集、証拠の価値の適正な評価、先入観を排した裏付け捜査の徹底、「警察捜査における取調べ適正化指針<sup>(注)</sup>」や取調べの録音・録画制度に基づく取調べの一層の適正化の推進、通信傍受の有効かつ適正な実施など、適正捜査に関する専門的な教養や訓練を行い、法と証拠に基づく緻密かつ適正な捜査の徹底を図る。

(注) 平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策をとりまとめたもの。

## **イ 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び鑑識資料の適正な保管・管理の徹底**

初動捜査において客観証拠は極めて重要であることから、事件認知直後の犯罪現場等において、捜査・鑑識・科学捜査・捜査支援部門が一層の連携を図るとともに、直ちに現場に臨場し、最も効果的な方法により客観証拠の収集を徹底する。

また、公判を見据えて鑑識資料の押収過程を明確にし、汚染や異物混入の防止等、保管・管理を徹底して誤鑑定を防止を図る。

## **ウ 先端科学技術の活用**

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術による犯罪捜査の活用を推進する。

また、防犯カメラ等の画像は、近年、様々な犯罪捜査の場面で高い有用性が認められることから、迅速かつ適正な収集に努める。

## **エ 効果的な捜査支援分析業務の推進**

犯罪情勢及び各種犯罪関連情報を総合的に分析・処理し、その結果を捜査員に迅速に提供するなど、事件の早期解決に資する効果的な捜査支援分析業務を推進する。

また、捜査支援に関するシステム等の開発及び資機材の整備を推進する。

## 5 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備

### 令和6年度取組の設定趣旨

最近の交通事故情勢をみると、平成18年から16年連続で減少していた交通事故発生件数は令和4年以降増加傾向で推移し、令和5年中は歩行者が被害者となる交通死亡事故が高い割合で発生するなど予断を許さない状況にある。

また、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務や電動キックボード等の新たなモビリティに係る交通ルールの整備、県内自治体における自動運転バスの実用化に向けた公道実証実験の実施など、道路交通を巡る情勢は大きく変化しようとしている。

このような情勢に的確に対処するためには、自治体、関係機関・団体等と連携し、歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育や交通安全活動を推進することに加え、交通事故発生状況等の分析結果に基づき、交通事故多発地点・路線等における集中的な警戒活動、飲酒運転等の悪質・危険な運転に対する取締りを強力に実施する必要がある。

また、北陸新幹線県内全線開業等に伴う道路交通環境の変化を的確に把握し、交通実態に即した交通規制を実施するとともに、通学路、歩行者や自転車利用者に係る交通事故が多発する道路等において、バリアフリー対応型信号機、信号灯器LED化等の交通安全施設の整備を推進するなど、交通事故抑止対策の更なる充実強化と実態に即した交通環境の整備を図る必要がある。

### (1) 交通安全意識の醸成

#### ア 交通安全教育及び交通安全活動の推進

##### (ア) 交通安全教育の推進

交通安全教育指針<sup>(注)</sup>を基準として、教育を受ける者の年齢や、心身の発達段階、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進する。

(注) 平成10年国家公安委員会告示第15号。道路交通法第108条の28の規定に基づいて定めた交通安全教育に関する指針。

##### (イ) 交通安全活動の推進

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、県民一人一人に交通ルールの遵守と良識ある交通マナーを実践させることにより、交通事故防止の徹底を図るため、自治体、関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで石川県交通安全県民運動を推進する。



特に令和5年中の交通事故発生状況に鑑み、「歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道」をキャッチフレーズに、運転者に「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を呼び掛けるとともに、横

断歩道が無い場所を横断する場合の歩行者と運転者双方の安全行動について各種広報啓発活動を推進する。

## イ 高齢者と子供の交通安全の確保

### (ア) 高齢者の交通安全の確保

運転免許を保有していない高齢者を含め、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践させることができるよう、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、走行車両の直前直後を横断するなど歩行者側の法令違反に対しては、交通安全アドバイスカード<sup>(注)</sup>を活用した街頭での安全指導を推進する。



(注) 交通安全アドバイスカードとは、歩行者に見られる危険な行動を明記したカードで、交通事故に遭う可能性のある危険な行動をとる歩行者を認めた場合に、その場で、指導（アドバイス）を行う際に活用するものをいう。

### (イ) 子供の交通安全の確保

学校等と連携し、登下校時における児童等の保護誘導活動やパトカーの赤色灯を活用した警戒活動を推進する。また、歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進する。

## ウ 新たなモビリティや自転車の良好な交通秩序の実現

自転車や電動キックボード、自動配送ロボット等の新たなモビリティについて、自治体、教育委員会、学校等と連携し、通行ルールの周知徹底を効果的に推進するとともに、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、P D C Aサイクルに基づいた指導取締りを実施する。【再掲】

特に自転車の安全利用については、令和5年4月に施行された「石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例」を踏まえ、自治体、学校、自転車関連事業者等と連携し、「自転車安全利用五則<sup>(注)</sup>」を活用するなど、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車通行ルール等の周知や乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

(注) 自転車安全利用五則とは、「車道が原則 左側を通行、歩道は例外 歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」、「夜間はライトを点灯」、「飲酒運転は禁止」、「ヘルメットを着用」を内容とし、自転車の通行ルールの広報啓発に当たって活用する基本的事項をいう（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）。

## エ 飲酒運転の根絶

令和5年4月に施行された「石川県飲酒運転の根絶に関する条例」を踏まえ、飲酒運転の危険性や交通事故の実態等について、自治体、関係機関・団体と連携して、積極的な広報啓発を推進するとともに、安全運転管理者による運転前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認を徹底するなど、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の更なる向上を図る。

また、飲酒運転の根絶に向け、引き続き、厳正な取締りを推進するとともに、要求・依頼しての同乗、車両及び酒類提供に対する罰則規定の適用を推進する。

### (2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保

#### ア 運転者教育の充実

運転免許証の更新時講習や交通違反行為により一定の基準に達した者、行政処分の基準に該当した者に対する講習等をそれぞれの趣旨に応じた内容で適正に実施するとともに、個別的・具体的な交通事故事例による運転時の注意喚起を行うなど、運転者の安全意識の向上を図る。

#### イ 高齢運転者対策の推進

高齢者が運転免許証を更新する際に受検・受講が必要な認知機能検査、高齢者講習、運転技能検査等について、引き続き適正かつ効率的な運用に努める。

また、加齢に伴う身体機能の低下等、運転に不安を覚える高齢者に対し、安全運転の継続に必要な指導や助言を行うとともに、運転免許証自主返納制度やサポートカー限定免許制度について丁寧な説明を行い、制度の幅広い周知を図る。加えて、専用相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」<sup>(注)</sup>の更なる周知と利便性の向上に努め、相談体制の充実を図る。

(注) 加齢に伴う身体機能の低下等のため自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族、身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状のため自動車等の安全な運転に支障のある方等向けの安全運転相談ダイヤル

#### ウ 様々な運転者へのきめ細かな対策の推進

悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速かつ確実な行政処分の執行に努めるほか、安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等の疑いがある者を把握した場合は、臨時適性検査等を確実に実施するとともに、その結果に応じた適切な対応を推進する。

また、身体の障害や一定の病気等により安全な運転に支障がある者等からの相談に適切に対応するため、専門的知識を豊富に有する医療系職員を効果的に活用するほか、担当職員のスキルアップを継続するなど、相談受理体制の充実・強化を図る。

### (3) 道路交通秩序の維持

#### ア 適正かつ効果的な交通指導取締りの推進

地理情報システム（GIS）<sup>(注)</sup>の活用等による交通事故分析に基づいた交通指導取締りを実施するとともに、交通事故が増加する通勤・通学時間帯・路線、薄暮時間帯、夜間における街頭活動を強力に推進する。

また、県民からの取締り要望が多く、悪質性・危険性が高い飲酒運転、無免許運転のほか、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反、著しい速度超過等の交通事故に直結する違反等を重点に、交通事故抑止に資する取締りを推進する。

さらに、妨害運転や暴走族による暴走行為等の悪質・危険な運転行為に対しては、妨害運転罪等あらゆる法令を駆使した厳正な取締りを推進する。

(注) 地理情報システム（GIS）とは「Geographic Information System」の略で、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

#### イ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

客観的な証拠に基づいた緻密で科学的な交通事故事件捜査を推進する。特に重大事故事件については、発生直後から警察本部と警察署が連携し、公判を見据えた組織的かつ重点的な捜査を推進する。

また、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過等が疑われる交通事故については、より罰則の重い危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査を推進する。

### (4) 交通環境の整備

#### ア 交通実態の変化等に即した交通規制の推進

道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な安全対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制については、地域の交通実態や交通事故発生状況等の調査・分析を行い、地域住民等の意見を踏まえ、計画的な点検・見直しを推進する。

#### イ 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路等における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携し、ゾーン30プラス<sup>(注)</sup>の整備を推進するとともに、通学路における合同点検で抽出された対策必要箇所について速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の交通規制を推進する。

また、交通安全施設の整備や交通指導取締り、ボランティアと連携した保護誘導活動等、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

(注) ゾーン30プラスとは、区域（ゾーン）を定めて、最高速度30キロメートル毎時の速度規制と、車両の速度を物理的に低下させるためのハンプや狭さくといった物理的デバイスを



組み合わせて、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策をいう。

#### **ウ 令和6年能登半島地震に係る交通安全施設等の復興推進**

令和6年能登半島地震で損傷を受けた交通安全施設については、道路復旧や地域住民の生活実態を踏まえながら、これまでの交通環境を適切に見直し、より災害に強い施設の導入や、交通死亡事故等を発生させない交通規制の実施を図るなど、その復興を推進する。

## 6 大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進

### 令和6年度取組の設定趣旨

近年、全国各地で地震、大雨、台風等による甚大な被害が発生するなど、自然災害は局地化・激甚化の傾向にあり、県内においても、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震のほか、局地的豪雨による被害が発生している。

こうした中、県民の安全安心を守るため、いかなる大規模災害にも的確に対処することができるよう、従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、災害警備に資する先端科学技術を積極的に取り入れ、災害対処能力の一層の向上を図っていく必要がある。

公安情勢としては、右翼や極左暴力集団等の勢力のほか、特定のテロ組織等と関わりのない過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーがテロ等違法行為を敢行するおそれがある。また、国際テロ情勢に関しても、世界各地でテロが発生するなど、依然として厳しい状況にあるとともに、イスラム過激派組織が我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししており、その脅威は継続している。

さらには、我が国の政府機関や企業に対するサイバー攻撃が、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっている。

加えて、我が国をめぐる国際情勢が劇的に変化する中、経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策が重要性を増している。

こうした情勢の中、テロ等重大事案の発生を未然に防止し、公安の維持を図るため、引き続き関連情報の収集・分析、違法行為の取締り、要人警護、重要施設等の警戒警備等、情勢に即した警備諸対策を推進していく必要がある。

### (1) 災害対策の推進

#### ア 災害時の防犯対策の推進

災害に便乗した犯罪被害の防止のため、チラシ、SNS、メール等による広報のほか、避難所における女性警察官を中心とした相談対応・防犯指導等、震災時の防犯対策を推進する。

#### イ 被災地における警戒活動の強化

被災地における安全・安心の確保のため、全国から派遣を受け編成した特別自動車警ら部隊<sup>(注)</sup>や移動交番車によるパトロール、避難所への立寄り、移動交番の開設等、被災地での警戒活動を強化する。

(注) 特別自動車警ら部隊とは、被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動を行う部隊をいう。

#### ウ 危機管理体制の点検及び強化

局地化・激甚化する最近の災害の傾向や令和6年能登半島地震を踏まえ、これまでの災害担当部門を「災害対策課」に格上げし、同課において平時における災害対策はもとより、発災時から復旧・復興までの中長期にわたる災害に関する警察活動を一元化して調整・対応するなど、災害対処体制を強化するとともに、引き続き災害対応要領等の見直しや検討を組織横断的に進めていく。

## **エ 初動態勢の確立及び対処能力の向上**

災害等の緊急事態が発生した際、迅速・的確に対応できるよう、初動態勢を確立するほか、災害警備等に関する指導を徹底するとともに、初動対応訓練、災害現場に即した環境での救出救助訓練等を実施し、対処能力の更なる向上を図る。

## **オ 関係機関等との連携の強化**

平素から自治体、消防等と緊密に連携し、情報共有等を図るとともに、合同訓練を実施するなど、緊急事態の発生に備えて関係機関・団体等との連携を一層強化する。

## **カ 装備資機材の充実強化**

土砂災害や大雨被害等の災害の特性や、道路寸断を含む令和6年能登半島地震の被災状況を踏まえ、災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れるなど、装備資機材の充実強化を推進し、災害対処能力の更なる向上を図る。

## **(2) 警備諸対策の推進**

### **ア 時代の変化を見据えた情報収集・分析の推進と違法行為の取締り**

テロ等重大事案を未然に防止するため、社会構造の変容や情勢の変化等、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象につき、幅広い情報を収集して的確に分析するとともに、違法行為の取締りを推進する。

### **イ 重要施設等の警戒警備の徹底**

日々変化する厳しい治安情勢を踏まえ、志賀原子力発電所、金沢駅、小松空港等の重要施設等において、各種部隊による情勢に応じた的確な警戒警備等を徹底する。

### **ウ 官民一体となった対策の推進**

#### **(7) 不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒強化**

不特定多数の者が集まる施設等において、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。

#### **(4) 爆発物原料対策**

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター、学校等を訪問し、管理強化の要請等を行うほか、販売事業者に対して販売時の

本人確認の徹底依頼、不審な購入者への対処要領の教示を行うなど、爆発物使用テロ事件や爆発物製造事件等を未然防止するための対策を推進する。

(ウ) 宿泊施設等の悪用防止対策

旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等を営む者に対して顧客に対する本人確認の徹底、不審者情報の提供依頼等を行うなど、テロリスト等による悪用防止を図る。

(エ) 関係機関等との連携強化

関係機関や民間事業者、地域住民等に対し必要な情報提供を行うとともに、緊密な連携を図ることで情報共有や通報連絡体制を強化し、テロの未然防止を図る。

## 7 犯罪被害者等支援の充実

### 令和6年度取組の設定趣旨

犯罪被害者等への支援については、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた取組を推進している。

しかしながら、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、中長期的な支援の充実や性犯罪・性暴力、児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援及び個々の事情に一層配慮した支援が課題となっている。

県警察は、犯罪被害者等にとって最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担っていることから、「石川県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援を総合的かつ計画的に推進しているところ、今後も関係機関・団体との連携、犯罪被害者等に対する県民の理解増進等各種取組を一層強化する必要がある。

#### (1) 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進

##### ア 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援

犯罪被害者等の要望に応じた情報提供を行うとともに、関係機関・団体へ適切に引き継ぐなど、犯罪被害者等の心情に配慮した対応や支援を推進する。

##### イ 公費負担制度の周知と運用

犯罪被害給付制度の周知と適正な運用に努めるとともに、公費負担制度<sup>(注)</sup>の積極的な活用を推進する。

(注) 犯罪被害者やその家族・遺族の精神的・経済的負担軽減等を目的として、医療費等の経費について公費負担する制度。

#### (2) 基盤整備と県民の理解の増進

##### ア 県、市町における条例の制定等に関する協力

自治体の担当部局に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定や計画・指針の推進状況等について適切な情報提供を行う。

##### イ 関係機関・団体との連携及び協力の充実強化

石川被害者等支援連絡協議会をはじめとする関係機関・団体との連携及び相互の協力を充実強化するとともに、研修や事例を想定した訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。

##### ウ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施

県、市町及び（公社）石川被害者サポートセンター等の関係機関・団体と連携

し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等施策の重要性について、SNSの活用や街頭キャンペーン等による広報啓発活動を推進し、県民の理解増進に努める。

## 8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

### 令和6年度取組の設定趣旨

現在、日本社会が直面している人口減少・少子高齢化は、就職適齢人口の減少等にもつながるものであり、このような中で、警察においてもマンパワーの維持・向上は今後ますます大きな課題となる。

こうした課題に対処するためには、業務の合理化・効率化やリソースの配分による警察力の最適化のほか、ワークライフバランスの推進、警察施設の整備、装備資機材の充実、各種システムの高度化を図ることにより、有限である人材が治安の確保や県民に真に求められるところで力を発揮できるようにすることが必要である。

また、警察組織の基盤は「人」であり、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能、警察職員としての適性と意欲を有する人材を確保する必要がある。

加えて、職員一人一人が誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理感を保持し、適正に職務を執行することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に適切に対応するなど、県民の立場に立った警察活動を推進し、県民の期待と信頼に応える必要がある。

### (1) 警察力の充実強化

#### ア 合理的・効率的な組織運営の推進

社会情勢の変化やそれに伴う治安情勢の変化に的確に対応するため、創意工夫を凝らした業務改革等の合理的・効率的な組織運営を推進し、警察力全体の最適化を図る。

#### イ ワークライフバランスの推進

男女を問わず、勤務に制約のある職員を含む全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう柔軟な組織運営を図り、仕事と育児・介護等の両立支援や長時間勤務の抑制等によるワークライフバランスを推進する。

#### ウ 総合的な福利厚生施策の推進

職員が安心して業務に専念できる環境を整えるため、令和6年能登半島地震によりもたらされる職員の健康面及び生活面の影響を勘案しながら、職員の健康管理対策や生活設計支援等の総合的な福利厚生施策を推進する。

#### エ 警察施設の計画的な整備及び装備資機材の充実

警察力の強化及び来庁者の利便性の向上を図るため、警察署、交番等の計画的な建て替え、移転、改修等を行う。

また、事件、事故等日々変化する情勢に的確に対応するとともに、警察官の安全な職務執行を支えるため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

#### オ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導及び現場に即した教養・訓練を実施するとともに、留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底し、適正な留置管理業務を推進する。

#### カ 複雑化する社会に適応する情報セキュリティ対策の着実な推進

クラウドサービスの利用拡大等の社会のデジタル化やサイバー空間における脅威の深刻化といった状況を踏まえ、警察情報を守るため、あらゆるリスクを想定したきめ細かな情報セキュリティ対策を着実に推進する。

#### キ 警察官としての適性と意欲を有する人材の確保

SNS等を活用した情報発信を積極的に行うとともに、オンライン形式、参加・体験型、女性限定、少人数制の就職説明会等、工夫を凝らした採用募集活動を推進する。

また、採用募集活動では、警察官の仕事の魅力ややりがいのほか、現に生き生きと働いている職員の姿を伝えることにより、サイバー・デジタル人材を始めとする、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能と警察官としての適性と意欲を有する優秀で多様な人材の確保に努める。



#### ク 若手警察職員の早期育成と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

若手警察職員に対しては、各部門の育成プログラム等を踏まえた組織的・体系的な教養や現場を想定して行う実戦的総合訓練<sup>(注)</sup>等を実施することにより、早期育成を図るとともに、幹部・指導員に対しては、当直指揮訓練等の実践的な訓練、各種研修会等を実施するほか、部下を育てる意識の醸成や風通しの良い職場環境づくりに関する指導教養等を行うことにより、指導力や指揮能力の向上を図る。

(注) 実戦的総合訓練とは、第一線の現場の取扱い状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動をロールプレイング方式により実施又は指揮する訓練をいう。

#### ケ 術科訓練の充実強化と術科指導員の育成

現場で活動する全ての警察官が犯罪に毅然として立ち向かい、いかなる事態に遭遇してもひるむことなく、的確に対処できる執行力を身に付けるため、過去の事例や現場を想定した総合対処法訓練<sup>(注)</sup>を推進するほか、術科指導者専科や各種研修会を通して訓練指導員を育成及びレベルアップさせることにより、術科訓練の更なる充実強化を図る。

(注) 総合対処法訓練とは、現場での職務執行に係る状況判断能力を養成するとともに、逮捕術、拳銃、柔道、剣道等で修得した全ての知識及び技能に基づき、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するための技能、勤務員相互の連携、装備資機材の効果的活用方策等を修得するなど、警



察官の総合的な事態対処能力の向上を図る訓練をいう。

## (2) 県民の立場に立った警察活動の推進

### ア 警察安全相談に対する適切な対応の推進

近年、犯罪等被害防止や家庭・職場・近隣関係に関するものなどについて多くの相談が寄せられている現状にある。警察安全相談は、住民が気軽に相談できる窓口であることから、これら相談に対して関係機関と緊密に連携しながら適切に対応する。

### イ 苦情に対する適切な対応の推進

苦情に対して迅速かつ適切に調査し、職務執行における責任の明確化及び苦情を契機とした組織的な業務改善を図る。

### ウ 警察署協議会の効果的な運営

管内住民等の意見をより適切に把握し、警察署の業務運営に反映できるよう、警察署協議会の効果的な運営を推進する。

### エ 警察活動に関する積極的な広報の推進

警察活動に対する県民の理解と協力を得るため、社会の変化を踏まえつつ、県民の要望を把握した上で、必要な情報について、県警ウェブサイトやSNS等、様々な媒体を活用した積極的な広報を推進する。

### オ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

不適正な取調べの未然防止のため、取調べ監督部門と捜査部門とが緊密に連絡を取り合うとともに、被疑者の取調べに対する厳正な監督及び職員に対する実効的な指導教養を推進する。

### カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

監察を通じて、非違事案につながりやすい業務の仕組みを改善するとともに、他の都道府県警察で発生した非違事案や過去に発生した事例の原因・背景の分析と指導教養を徹底するなど、非違事案の未然（再発）防止対策を推進する。

## 第4 警察予算

### 1 警察費の概要

令和6年度当初予算は、令和6年能登半島地震に対応するため令和5年度第1次3月補正予算と一体となって編成された。

県警察では、被災地における救出救助活動等に要する経費として、第1次3月補正予算に約4億3千800万円の予算を計上しているほか、被災地における犯罪抑止対策の強化や被災した警察施設・交通安全施設の復旧に要する予算を総額で、約8億1千200万円計上している。

また、現在及び将来を見据えた治安情勢に対して警察力全体の最適化を図る組織運営を構築し、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、犯罪の起きにくい社会づくりの推進や交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備、先端科学技術の活用等による警察活動の更なる高度化など、8項目の重点施策を柱に予算編成を行った。

#### 【予算内訳】

区 分	令和5年度 第1次3月補正予算案	令和6年度 当初予算案 ①	令和5年度当初予算 〔令和4年度第1次3月 補正予算含む〕 ②	増 減 (① - ②)
警 察 費	264,320	24,721,384	25,021,259	△ 299,875
人件費・恩給費		20,834,016	19,778,110	1,055,906
物 件 費	264,320	3,887,368	5,243,149	△ 1,355,781
警 察 施 設 費		179,367	682,913	△ 503,546
交 通 安 全 施 設 費		394,772	1,147,653	△ 752,881
一 般 物 件 費	264,320	3,313,229	3,412,583	△ 99,354
災 害 復 旧 費	173,800	140,000		140,000
警察施設災害復旧費	103,800			0
交通安全施設災害復旧費	70,000	140,000		140,000
合 計	438,120	24,861,384	25,021,259	△ 159,875

### 2 主要事業

#### (1) 大規模災害への的確な対処

移動交番車の追加整備や犯罪被害防止広報事業の実施など、被災地における犯罪抑止対策を強化するほか、警察施設・交通安全施設の早期復旧を図る。

#### (2) サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

深刻化するサイバー空間の脅威に的確に対応するため、サイバー犯罪捜査技能研修の実施、解析資機材の整備・運用など、体制及び人的・物的基盤の強化を図るほか、民間事業者等との合同対処訓練や被害防止対策広報の実施など、官民連携による各種対策を推進する。

**(3) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進**

片町等街頭防犯カメラシステムの運用や国際捜査官養成語学研修の実施など、繁華街や駅、駐輪場等での犯罪抑止対策等を推進するほか、テレビCM等による特殊詐欺被害防止の啓発や非行少年の立ち直り支援、少年非行防止教室の開催など、少年の非行防止・保護対策を推進する。

**(4) 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙**

重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙のため、総合指揮システムの運用や捜査支援資機材・鑑識活動用装備資機材の整備などで効果的に捜査を支援するほか、暴力団対策責任者講習を実施するなど、暴力団の排除活動を推進する。

**(5) 地域の犯罪情勢に即した柔軟な地域警察活動の推進**

地域警察の対応力を高めるため、通信指令システムの運用等初動警察活動を強化するほか、移動交番車の追加整備など、情勢に応じた警察活動拠点を整備する。

**(6) 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備**

特定小型原動機付自転車講習会や交通安全フォーラム開催など、交通安全教育及び交通安全活動を推進するほか、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備や交通実態の変化等に即した交通規制の実施など、計画的に交通環境を整備する。

**(7) 犯罪被害者等支援の充実**

犯罪被害者等の視点に立った施策を推進するため、広報啓発活動や犯罪被害者等からの電話相談・面接相談、カウンセリング担当者研修の実施など、様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援を行うほか、犯罪被害者医療費等の一部を公費負担するなど、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図る。

**(8) 先端科学技術の活用等による警察活動の更なる高度化**

科学捜査研究所鑑定機器の運用や画像処理装置の更新整備、指掌紋情報管理システム運用など、先端科学技術の活用等による警察力の強化を図るほか、マイナンバーカードと運転免許証の一体化や運転免許更新時のオンライン講習の導入など、県民の利便性向上・負担軽減に向けた取組を推進する。

### 3 令和6年度当初予算 警察本部主要事業の概要 (令和5年度1次3月補正予算含む)

事業名	金額(千円)	説明
<b>安全で安心して暮らせる石川の実現</b>		
<b>1 大規模災害への的確な対処</b>		
(1) 令和6年能登半島地震」対策費	812,813 (うち3月1次補正 438,120)	警察施設災害復旧費、交通安全施設災害復旧費、 <b>拡</b> 移動交番車整備(2台)、犯罪被害防止広報事業の実施など
(2) 災害対策の推進	30,737	初動対応等訓練の実施、災害警備用装備資機材の整備、県警ヘリ「いぬわし」の運用など
<b>2 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進</b>		
○ サイバー空間における対処能力の強化		
・ 体制及び人的・物的基盤の強化	9,394	サイバー犯罪捜査技能研修の実施、解析資機材の整備・運用など
・ 官民連携による各種対策の推進	2,134	民間事業者等との官民連携の合同対処訓練の実施、被害防止対策広報費など
<b>3 犯罪の起きにくい社会づくりの推進</b>		
(1) 繁華街・歓楽街、新幹線延伸対策の推進	32,936	片町街頭防犯カメラシステムの運用、 <b>拡</b> 移動交番車整備(再掲)、国際捜査官養成語学研修費など
(2) 地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進	3,096	犯罪情報分析地図システム借上料、防犯協会連合会補助金 <b>新</b> )デジタルサイネージの整備
(3) <b>拡</b> 特殊詐欺被害防止対策の推進	9,910	テレビCM等特殊詐欺被害防止広報啓発事業の実施など
(4) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進		
・ 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応	766	<b>拡</b> 司法面接研修の実施、被害者等一時避難場所借上料 人身安全事案対策用装備資機材の整備など
・ 少年の非行防止・保護対策の推進	7,522	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援、少年非行防止教室の開催など
・ 高齢者をはじめとする行方不明者発見活動の推進	2,118	囃託警察犬の運用など
<b>4 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙</b>		
○ 重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺、暴力団犯罪等の 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙		
・ 効果的な捜査支援分析業務の推進	194,931	総合指揮システム借上料、捜査支援資機材の整備・運用、 鑑識活動用装備資機材の整備・運用など
・ 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進	5,444	暴力団対策責任者講習の実施など
<b>5 地域の犯罪情勢に即した柔軟な地域警察活動の推進</b>		
○ 地域警察の対応力の強化		
・ 初動警察活動の強化	224,673	通信指令システムの運用など
・ 情勢に応じた警察活動拠点の整備	20,850	<b>拡</b> 移動交番車整備(再掲)など

事業名	金額(千円)	説明
<b>6 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備</b>		
(1) 交通安全意識の醸成		
・ 交通安全教育及び交通安全活動の推進	17,234	交通安全フォーラム開催経費、地域交通安全活動の推進、
・ 飲酒運転の根絶	2,098	<b>新)</b> 特定小型原動機付自転車講習の開催など <b>拡)</b> デジタル式飲酒検知器の整備など
(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保		
・ 高齢運転者対策の推進	5,088	高齢者安全運転講習委託料など
(3) 道路交通秩序の維持		
・ 効果的な交通指導取締りの推進	53,303	交通事故情報管理システム借上料、放置駐車管理システム借上料、交通指導取締り活動機器の運用など
(4) 交通環境の整備		
・ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備	387,913	交通の安全と円滑の確保 ・ 交通信号機・道路標識・道路標示
・ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進	115,636	交通規制管理システム借上料、道路交通情報センター委託料など
<b>7 犯罪被害者等支援の充実</b>		
○ 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進		
・ 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援	5,653	犯罪被害者支援業務委託料、石川被害者サポートセンター補助金など
・ 公費負担制度の周知と運用	2,963	犯罪被害者医療費等公費負担など
<b>8 先端科学技術の活用等による警察活動の更なる高度化</b>		
(1) 先端科学技術の活用等による警察力の強化	95,988	科学捜査研究所鑑定機器の運用、画像処理装置の更新整備(再掲)、指掌紋情報管理システム借上料(再掲)など
(2) 警察業務のデジタル化を推進するための基盤整備	14,345	情報処理技術者研修の受講、RPA・AI・OCR運用経費など
(3) 県民の利便性向上・負担軽減に向けた取組の推進		
・ マイナンバーカードと運転免許証の一体化など警察行政手続のデジタル化の推進	244,341	<b>新)</b> マイナンバーカードと運転免許証の一体化対応経費、 <b>新)</b> 運転免許更新時講習のオンライン化対応経費、自動車保管場所申請ワンストップサービスの運用など

## 第5 令和5年度取組の成果・課題

### 社会の変化に的確に対応するための取組の推進

#### 【成果】

- 遺失物管理システムの高度化（警察共通基盤への移行）により、複数府県における遺失物の同時検索が可能となるなど、県民の利便性が向上
- 地図サービスを活用した「石川県警察交通事故情報マップ」を運用して県民に交通事故情報を提供
- 産学官との連携強化を目的とし、サイバー防犯ネットワークを構築したほか、民間企業を対象としたサイバーセキュリティ合同研修を推進し、参加企業等のサイバー空間における対処能力向上に効果
- 民間の知見を活用した競技形式のコンテストを開催し、対処能力の向上に努めたほか、警察職員の各種資格取得者が大幅に増加するなど、サイバー人材の育成は着実に進行
- 県内重要インフラ事業者等に対し、講演や個別訪問を通じた意見交換・情報共有を実施し、サイバーセキュリティの意識向上を推進

#### 【課題】

- 県民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、引き続き、警察共通基盤への移行等による警察情報システムの合理化・高度化を推進
- マイナンバーカードと運転免許証の一体化等の実現に向けた取組を推進
- 電動キックボード等の新たなモビリティについて、利用者の増加を見据え、交通ルールの周知や悪質な交通違反取締り等の取組を継続的に実施

### 犯罪の起きにくい社会づくりの推進及び子供・女性・高齢者を守る取組の推進

#### 【成果】

- ストーカー・DV・児童虐待事案等の人身安全関連事案に的確に対処

#### 【課題】

- 自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携した総合的な犯罪抑止対策を推進したが、刑法犯認知件数・特殊詐欺被害ともに前年を上回ったことから、より一層の被害防止対策が必要

### 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

#### 【成果】

- 令和5年発生 of 殺人事件や強盗事件を全て検挙
- 令和5年の重要窃盗犯の検挙率は82.8%
- 志賀町長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄等事件を検挙
- 「特殊詐欺対策プロジェクトチーム」の運用による集中的な捜査により、特殊詐欺事件被疑者を早期検挙

#### 【課題】

- 未解決重要事件の継続捜査

### 交通死亡事故等の抑止

#### 【成果】

- 自転車安全利用や飲酒運転根絶に係る条例の施行を踏まえ、県、市町、関係機関・団体と連携した広報啓発活動や悪質危険運転者に対する取締りを実施

#### 【課題】

- 令和5年中の交通死亡事故では、死者数に占める高齢者(65歳以上)の割合が高い、人対車両の事故が多いなどの特徴が認められたことから、子供や高齢者を始めとした歩行者の安全対策の更なる推進が必要
- 運転に不安を覚える高齢者やその家族に対し、運転免許証の自主返納制度に加え、更なる選択肢としてサポートカー限定免許制度の周知が必要

### テロ・災害等緊急事態への的確な対処と大規模警備諸対策の推進

#### 【成果】

- 「いしかわ百万石文化祭2023」及び「G7 富山・金沢教育大臣会合」に係る警備諸対策を的確に推進し、大規模警備実施を完遂

#### 【課題】

- 令和6年能登半島地震対処時における反省・教訓を踏まえ、災害部門の体制強化、対応要領の見直し、対処能力の向上、装備資機材の充実強化等の取組が必要
- テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るためには、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等の継続した取組が必要

## 犯罪被害者等支援の充実

### 【成果】

- 犯罪被害給付制度<sup>(注)</sup>の迅速かつ適正な運用
- 犯罪被害者等の心情や要望に配慮した適切な支援の実施

(注) 故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた方の御遺族又は重傷病若しくは一定の後遺障害を負われた方に対して、国が一時金を支給し、精神的・経済的負担の軽減を図る制度。

### 【課題】

- 引き続き、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、関係機関・団体との連携、県民の理解増進等に向けた取組の一層の強化が必要

## 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

### 【成果】

- 石川県警察特定事業主行動計画「IPサポートプラン」に基づき、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と育児・介護等の両立支援を図るなど、ワークライフバランスを推進
- 若手職員及び特定の年齢の職員を対象としたセミナーやテーマ別の各種セミナーを開催し、適切な生涯生活設計の策定に向けた取組を推進
- メンタルヘルス相談窓口を拡充し、体調や事情に応じて窓口の選択をできるようにするなど、こころの健康対策を強化

### 【課題】

- 警察官採用候補者試験の申込者数及び受験者数は、現行の試験制度となった平成10年度以降で最少となっており、警察官の仕事の魅力ややりがいを発信するなど、工夫を凝らした人材確保方策が必要
- 令和5年5月の能登地方を震源とした地震では、災害対策に従事した職員を対象とした惨事ストレス対策に努めたが、令和6年1月の「令和6年能登半島地震」では、より広範囲な職員を対象とした惨事ストレス対策を実施するなどの更なる健康管理対策が必要



## 第6 各種統計資料（令和5年）

### 1 警務部関係

#### 【採用試験受験状況の推移】

区分	年別	平26	平27	特別募集	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
警察官A	受験者(人)	276	311	51	279	274	221	163	235	178	163	176
	合格者(人)	80	76	6	89	58	59	48	55	51	62	47
	合格倍率(倍)	3.5	4.1	8.5	3.1	4.7	3.7	3.4	4.3	3.5	2.6	3.7
警察官B	受験者(人)	174	173	62	200	146	141	120	146	117	116	87
	合格者(人)	34	46	8	37	36	23	26	33	26	33	28
	合格倍率(倍)	5.1	3.8	7.8	5.4	4.1	6.1	4.6	4.4	4.5	3.5	3.1
合計	受験者(人)	450	484	113	479	420	362	283	381	295	279	263
	合格者(人)	114	122	14	126	94	82	74	88	77	95	75
	合格倍率(倍)	3.9	4.0	8.1	3.8	4.5	4.4	3.8	4.3	3.8	2.9	3.5
採用者数(人)		101	99	13	113	75	70	61	68	69	72	64

#### 【警察安全相談受理件数の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件数	率(%)
警察安全相談受理件数		25,569	28,230	28,754	28,593	31,430	31,411	34,202	36,730	38,982	42,502	3,520	9.0

#### 【苦情件数の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件数	率(%)
苦情件数		29	34	38	46	21	30	24	34	48	49	1	2.1

## 2 生活安全関係

### 【特殊詐欺被害の阻止状況の推移】

区分 \ 年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
											件数	率(%)
認知件数(既遂)	90	139	125	91	51	42	65	28	79	109	30	38.0
阻止件数	74	161	192	155	120	89	152	137	215	343	128	59.5
阻止率(%)	45.1	53.7	60.6	63.0	70.2	67.9	70.0	83.0	73.1	75.9	2.8ポイント	

### 【ストーカー事案の認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
											件数	率(%)
認知件数	276	261	186	188	168	176	172	159	130	139	9	6.9
検挙件数	31	24	26	23	29	18	22	22	28	29	1	3.6

### 【DVの認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
											件数	率(%)
認知件数	393	407	404	376	396	356	625	755	784	779	-5	-0.6
検挙件数	47	76	91	59	65	81	87	130	111	128	17	15.3

### 【児童虐待事案の認知状況の推移】

区分 \ 年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
											件・人	率(%)
認知件数(件)	159	179	194	245	305	384	421	497	537	549	12	2.2
通告児童数(人)	248	306	331	385	470	596	625	777	852	862	10	1.2

### 【高齢者虐待事案の認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
											件数	率(%)
認知件数	51	83	88	100	112	97	181	243	269	260	-9	-3.3
検挙件数	1	4	2	2	5	8	21	34	24	15	-9	-37.5

【子供・女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件数	率(%)
子供(件)		61	72	48	62	43	39	55	76	55	48	-7	-12.7
女性(件)		105	131	107	112	51	42	68	76	94	60	-34	-36.2

【風俗関係事犯の検挙状況の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件数	率(%)
風営法(件)		20	17	15	8	3	10	3	1	1	2	1	100.0
売春防止法(件)		2	3	8	1	3	0	2	0	3	0	-3	-100.0
条例 <sup>(注1)</sup> (客引き等)(件)		4	9	9	14	13	10	6	4	7	6	-1	-14.3
その他 <sup>(注2)</sup> (件)		19	10	19	11	15	8	1	0	2	41	39	1950.0
計		45	39	51	34	34	28	12	5	13	49	36	276.9

(注1) 条例とは、石川県迷惑行為等防止条例をいう。

(注2) その他とは、出入国管理及び難民法(助長罪等)、遊技機等使用賭博をいう。

【環境事犯・知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件・人	率(%)
環境事犯	件数	74	71	85	73	85	105	94	74	48	51	3	6.3
	人員	78	79	88	84	92	117	97	75	53	51	-2	-3.8
知的財産権侵害事犯	件数	11	8	10	8	5	4	35	22	11	13	2	18.2
	人員	8	5	3	5	4	1	5	5	5	7	2	40.0
計	件数	85	79	95	81	90	109	129	96	59	64	5	8.5
	人員	86	84	91	89	96	118	102	80	58	58	0	0.0

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												人数	率(%)
刑法犯少年		377	342	359	227	164	162	151	174	146	226	80	54.8
うち犯罪少年		274	242	257	140	126	106	102	109	96	170	74	77.1

### 【福祉犯の検挙状況の推移】

区分	年別		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
検挙総数	件数		90	74	93	86	73	93	63	49	48	57	9	18.8
	人員		78	66	77	76	68	76	50	39	37	44	7	18.9
児童福祉法	件数		3	1	2	1	1	4	1	0	1	0	-1	-100.0
	人員		3	2	2	1	1	3	1	0	1	0	-1	-100.0
風俗営業適正化法	件数		4	2	1	2	0	5	0	0	0	0	0	
	人員		5	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	
児童買春・児童ポルノ禁止法 <sup>(注1)</sup>	件数		34	30	29	31	32	36	23	26	23	23	0	0.0
	人員		26	21	21	25	26	25	14	20	16	11	-5	-31.3
青少年保護育成条例	件数		48	39	57	50	39	45	38	23	24	25	1	4.2
	人員		43	39	50	46	39	44	34	19	20	26	6	30.0
その他 <sup>(注2)</sup>	件数		1	2	4	2	1	3	1	0	0	9	9	
	人員		1	3	3	2	2	2	1	0	0	7	7	

(注1) 児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

(注2) その他とは、労働基準法、性的姿態撮影等処罰法、大麻取締法等をいう。

### 【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
不正アクセス禁止法 <sup>(注1)</sup>	(件)		1	2	2	4	1	4	6	2	2	4	2	100.0
電磁的記録対象犯罪 <sup>(注2)</sup>	(件)		1	0	2	2	14	6	16	4	3	3	0	0.0
上記以外の罪種 <sup>(注3)</sup>	(件)		69	64	60	74	81	39	47	80	104	80	-24	-23.1
計	(件)		71	66	64	80	96	49	69	86	109	87	-22	-20.2

(注1) 不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいう。同法では、不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワークを通じて他人のIDパスワードを入力して利用可能な状態にする行為）等が禁止されている。

(注2) 電磁的記録対象犯罪とは、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

(注3) 上記以外の罪種とは、犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

### 3 刑事部関係

#### 【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	件・人	率(%)
認知件数(件)	7,494	7,585	6,202	5,393	4,722	4,508	3,595	3,409	3,842	4,775	933	24.3%
検挙件数(件)	3,065	3,164	2,684	2,409	2,146	2,246	2,493	2,421	2,241	2,638	397	17.7%
検挙人員(人)	1,656	1,760	1,687	1,472	1,380	1,428	1,247	1,397	1,282	1,519	237	18.5%
うち少年(人)	274	242	257	140	126	106	102	109	96	170	74	77.1%
検挙率(%)	40.9	41.7	43.3	44.7	45.4	49.8	69.3	71.0	58.3	55.2	-3.1ポイント	

#### 【重要犯罪検挙状況の推移】

区分		年別									
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
殺人	検挙率(%)	100.0	100.0	80.0	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	6	10	4	11	8	2	7	4	6	6
	検挙人員(人)	5	13	2	7	9	5	4	4	5	5
強盗	検挙率(%)	66.7	100.0	88.9	40.0	125.0	100.0	75.0	100.0	80.0	112.5
	検挙件数(件)	6	8	8	2	10	3	3	3	4	9
	検挙人員(人)	6	7	6	7	8	3	7	6	3	13
放火	検挙率(%)	100.0	100.0	100.0	75.0	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	3	11	3	3	4	5	10	3	1	3
	検挙人員(人)	5	8	2	4	3	3	7	3	1	2
不同意性交等	検挙率(%)	90.9	116.7	80.0	60.0	112.5	75.0	100.0	120.0	57.1	75.0
	検挙件数(件)	10	7	4	3	9	6	10	6	4	12
	検挙人員(人)	7	5	6	2	9	6	5	10	3	13
略取誘拐・人身売買	検挙率(%)	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0
	検挙件数(件)	-	-	4	3	4	3	1	2	1	1
	検挙人員(人)	-	-	2	2	4	3	1	2	-	3
不同意わいせつ	検挙率(%)	90.5	69.1	105.9	58.7	72.2	77.1	106.7	92.6	95.8	79.5
	検挙件数(件)	57	38	36	27	26	27	32	25	23	31
	検挙人員(人)	12	11	24	16	17	19	23	24	21	27
合計	検挙率(%)	89.1	82.2	98.3	67.1	91.0	82.1	101.6	97.7	86.7	84.9
	検挙件数(件)	82	74	59	49	61	46	63	43	39	62
	検挙人員(人)	35	44	42	38	50	39	47	49	33	63
全国	検挙率(%)	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5	85.9	93.7	93.4	87.6	81.8

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
侵入盗	検挙率(%)	59.8	61.1	71.6	68.8	64.9	70.3	120.7	86.8	76.0	84.4
	検挙件数(件)	568	570	491	416	323	430	513	321	314	374
	検挙人員(人)	122	110	112	94	76	94	81	93	87	85
自動車盗	検挙率(%)	25.0	30.0	39.1	44.0	70.8	43.8	107.1	111.8	43.8	69.2
	検挙件数(件)	16	18	18	11	17	7	15	19	7	9
	検挙人員(人)	5	7	12	8	6	7	5	7	1	7
ひったくり	検挙率(%)	28.6	66.7	71.4	110.0	60.0	75.0	-	-	50.0	60.0
	検挙件数(件)	2	4	5	11	3	3	-	-	1	3
	検挙人員(人)	2	4	4	3	3	2	-	-	-	3
すり	検挙率(%)	50.0	48.0	56.3	67.9	46.2	50.0	76.9	66.7	100.0	66.7
	検挙件数(件)	15	12	18	19	12	15	10	8	8	18
	検挙人員(人)	5	11	15	12	7	8	9	6	8	14
合計	検挙率(%)	57.2	59.0	69.0	68.4	64.2	68.7	119.0	87.2	75.2	82.8
	検挙件数(件)	601	604	532	457	355	455	538	348	330	404
	検挙人員(人)	134	132	143	117	92	111	95	106	96	109
全国	検挙率(%)	51.5	52.6	54.6	55.3	60.0	61.3	70.2	73.0	58.2	51.4

【住宅対象侵入窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
空き巣	検挙率(%)	71.1	78.6	64.0	44.3	58.8	52.1	70.1	48.1	113.0	64.2
	検挙件数(件)	236	232	130	85	90	76	96	38	104	88
	検挙人員(人)	33	24	28	19	21	26	22	22	16	26
忍込み	検挙率(%)	26.8	35.4	98.9	107.1	20.0	69.0	267.1	115.4	70.0	45.0
	検挙件数(件)	34	62	182	165	17	118	195	90	14	9
	検挙人員(人)	6	4	6	7	8	6	13	10	4	4
居空き	検挙率(%)	52.9	57.1	100.0	58.8	35.7	43.5	171.4	75.0	200.0	54.5
	検挙件数(件)	9	8	12	10	5	10	12	6	4	6
	検挙人員(人)	2	2	4	5	2	2	3	3	1	2

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分	年別										
	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	前年比
県下の死体取扱数	1,253	1,280	1,235	1,306	1,331	1,293	1,238	1,338	1,461	1,606	145
検視官死体取扱数	1,123	1,222	1,202	1,273	1,268	1,248	1,175	1,289	1,425	1,535	110
臨場率(%)	89.6	95.5	97.3	97.5	95.3	96.5	94.9	96.3	97.5	95.6	-1.9

【特殊詐欺認知件数及び被害額の推移】

区分	年別										増減	
	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	件・額	率(%)
認知件数(件)	95	150	142	105	61	46	70	30	82	115	33	40.2%
被害額(万円)	39,332	49,218	37,756	17,788	16,812	6,035	30,862	2,849	26,484	22,334	-4,150	-15.7%

【特殊詐欺実行犯・検挙状況の推移】

区分	年別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
特殊詐欺	件数	24	40	52	47	45	31	68	18	48	47	-1	-2.1%
	人員	4	29	32	28	32	17	23	15	16	32	16	100.0%

【助長犯罪の種別検挙状況の推移】

種別		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
助長犯罪	盗品等譲受	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口座詐欺	24	12	25	13	7	8	9	9	14	8
	犯収法(金融機関本人確認法)	18	12	11	6	19	14	37	33	24	15
	携帯電話端末詐欺	10	5	4	1	0	0	2	3	1	1
	携帯電話不正利用防止法	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	合計	53	30	41	21	27	22	48	45	39	24

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	
総数	件数(件)	144	120	171	172	124	152	179	131	195	117	-64
	人員(人)	105	106	126	133	109	114	102	92	97	101	4
暴行	件数(件)	14	4	10	12	9	6	7	9	9	7	-2
	人員(人)	13	4	8	9	8	4	6	7	8	6	-2
傷害	件数(件)	6	6	10	8	2	12	10	8	10	9	-1
	人員(人)	5	6	10	7	3	13	12	9	12	11	-1
恐喝	件数(件)	3	5	3	6	3	2	0	1	3	4	1
	人員(人)	6	4	7	4	4	1	0	1	2	7	5
賭博	件数(件)	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0
	人員(人)	0	0	0	13	4	0	0	2	0	0	0
窃盗	件数(件)	14	15	32	37	15	56	54	47	95	18	-77
	人員(人)	7	8	12	14	6	18	7	12	18	12	-6
その他 刑法犯	件数(件)	30	45	24	28	36	22	26	28	19	30	11
	人員(人)	23	48	33	28	37	34	25	32	15	31	16
覚醒剤	件数(件)	54	32	69	41	41	32	32	15	34	9	-25
	人員(人)	35	26	39	29	29	25	26	11	22	6	-16
銃刀法	件数(件)	0	2	0	3	1	1	1	3	1	0	-1
	人員(人)	0	1	0	2	1	0	1	3	1	0	-1
その他 特別法犯	件数(件)	23	11	23	33	17	21	49	18	24	40	16
	人員(人)	16	9	17	27	17	19	25	15	19	28	9

【違法薬物の検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	
総数	件数(件)	111	119	153	104	104	104	141	105	112	126	14
	人員(人)	81	81	91	70	75	83	102	87	77	79	2
覚醒剤	件数(件)	95	88	114	83	68	61	78	44	69	38	-31
	人員(人)	68	65	72	59	49	47	53	30	42	30	-12
大麻	件数(件)	7	11	26	12	31	38	58	58	39	65	26
	人員(人)	6	6	16	8	23	30	45	55	33	42	9
麻薬等	件数(件)	4	10	9	6	5	4	5	1	3	18	15
	人員(人)	3	6	3	3	3	6	4	1	1	6	5
指定薬物	件数(件)	5	10	4	3	0	1	0	2	1	5	4
	人員(人)	4	4	0	0	0	0	0	1	1	1	0



【拳銃押収丁数の推移】

年 別	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減
拳銃押収(丁)	1	5	3	9	9	13	4	8	8	4	-4

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	
総 数	件数(件)	76	135	68	48	62	76	110	148	62	172	110
	人員(人)	39	39	28	21	40	43	52	38	38	54	16
刑法犯	件数(件)	55	121	56	41	51	62	87	116	44	143	99
	人員(人)	26	21	20	14	30	33	42	27	25	33	8
特別法犯	件数(件)	21	14	12	7	11	14	23	32	18	29	11
	人員(人)	13	18	8	7	10	10	10	11	13	21	8

【現場指掌紋採取の推移】

区分	年別										増 減	
	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	件数	率(%)
採取件数	2,839	3,042	2,816	2,660	2,609	2,592	2,225	2,213	2,146	2,124	-22	-1%
確認件数	333	355	321	280	251	285	229	246	215	214	-1	0%

#### 4 交通部関係

##### 【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

年別 区分		昭47	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
													件・人	率(%)
発生件数(件)		8,532	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	2,408	2,025	1,946	1,987	2,059	72	3.6%
死者数(人)		183	55	46	48	34	28	31	40	26	22	28	6	27.3%
負傷者数(人)		11,725	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	2,823	2,325	2,225	2,248	2,356	108	4.8%
内数	重傷者数(人)	-----	405	337	383	336	281	286	258	208	243	267	24	9.9%

##### 【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

年別 区分		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		562	473	475	396	328	313	298	275	280	299	19	6.8%
死者数(人)		8	6	9	3	3	5	3	3	4	1	-3	-75.0%
負傷者数(人)		558	466	464	388	324	306	293	261	274	296	22	8.0%
内数	重傷者数(人)	96	88	97	64	72	53	58	46	51	51	0	0.0%

##### 【飲酒運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が飲酒（酒気帯び以上）運転の件数

年別 区分		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		34	26	24	24	33	27	20	14	17	21	4	23.5%
死者数(人)		1	1	2	2	1	1	4	0	0	2	2	-.%
負傷者数(人)		44	35	29	31	39	34	22	22	22	20	-2	-9.1%

##### 【無免許運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が無免許運転の件数

年別 区分		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		12	12	16	13	6	11	13	4	4	8	4	100.0%
死者数(人)		1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	-.%
負傷者数(人)		14	17	21	17	8	12	16	4	4	8	4	100.0%

【交通指導取締り件数の推移】

違反種別	年 別										増 減	
	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	件数	率(%)
飲 酒	208	226	232	239	226	242	201	283	340	421	81	23.8
無 免 許	197	173	158	197	186	164	187	136	177	162	-15	-8.5
速 度 超 過	20,198	19,368	20,033	21,186	21,065	22,497	24,948	22,248	19,723	19,225	-498	-2.5
信 号 無 視	4,944	5,031	5,465	4,960	3,856	4,459	6,038	3,868	3,988	3,395	-593	-14.8
一 時 不 停 止	7,904	10,026	10,467	11,017	10,919	11,428	15,878	16,142	13,149	13,041	-108	-0.8
横断歩行者妨害	396	417	253	299	687	1,934	3,066	5,042	5,251	4,636	-615	-11.7
そ の 他	57,726	52,068	51,543	50,619	50,794	39,506	27,803	23,821	22,088	19,561	-2,527	-11.4
合 計	91,573	87,309	88,151	88,517	87,733	80,230	78,121	71,540	64,716	60,441	-4,275	-6.6

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

罪 名		年 別										増 減	
		平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	件数	率(%)
死 亡	発 生	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	—
	検 挙	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	—
重 傷	発 生	3	5	3	6	4	7	2	3	5	0	-5	—
	検 挙	1	4	2	5	4	5	2	2	4	1	-3	-75.0
軽 傷	発 生	19	31	31	22	20	24	20	17	16	23	7	43.7
	検 挙	18	22	20	14	13	17	12	18	14	22	8	57.1
合 計	発 生	23	36	34	28	24	32	24	20	21	23	2	9.5
	検 挙	20	26	22	19	17	23	16	20	18	23	5	27.7